

自走化する宣言の法人化の要否

2024.10.07

宣言の法人化の要否について

- 本宣言は、これまでのところ、署名機関の権利と義務を規定する運営規程は定めたものの、法人化することなく、活動をしてきている。
- しかも、活動資金は社会変革推進財団の全額補助に拠って成り立ってきた。したがってこれまでは、宣言の名義において、契約や支払いを行い、領収証を発行する必要性も無かった。
- しかしながら、来年4月からは自走化するため、年会費を受け取り、様々な支出行為も宣言として自ら行うこととなる。
- 実務上の要請（法人名義での契約の必要性等）から、法人化が必要となる場合もありうるため、法人化の要否について予め検討を行う必要がある。
- 必要経費を最小限に抑えながら、宣言の活動に必要なかつコンプライアンス上問題のないオプションを選択する必要がある。

(宣言本体) [1]任意団体を継続した場合の実務上の整理

- 法人化の必要性をとことん突き詰めると、制度上も事実上も法人化は必ずしも必須ではなく、任意団体として存続して活動することは可能。(例：21世紀金融行動宣言)
- 銀行口座の開設は任意団体でも可能。但し、「インパクト志向金融宣言 運営委員長 ○○
○○」あるいは「インパクト志向金融宣言 事務局長 ○○△△」などの個人名を入れた形で開設する必要がある(但し検討は必要：このような口座向けに年会費の振り込むことが署名機関にとり問題はないかどうか確認。領収書名義も同じ問題がある)。
- 任意団体継続の場合、事務局員への役務対価については、税金や社会保険料の問題を回避するため、業務委託形式とすることが事実上必須。予め委託内容と金額を予め協議して決めたいうえで事務局員の発出する請求書に対して支払いをすることで対応は可能。
- Zoomの契約などの役務契約も、事務局の個人名義で行い、その経費負担を払戻す形(リインバース)で対応することはできる。
- 消費税については、年会費は消費税課税の対象外であり、法的にも登録番号は不要である。
- その他消費税についても、宣言として収益事業については想定していない。仮に行ったとしても1000万円を超える大規模な収益事業は想定されないため、消費税の課税対象法人にはならない。
- したがって、上記検討の結果次第では任意団体の継続は可能であり、かつ運用面からも身軽である。

[2]宣言自体の法人化の検討

- 本宣言として法人化することによって、宣言としての法人名義を持つことができ、様々な契約行為（預金口座の開設、契約書の締結、サービスの購入名義、業務委託契約の締結など）を法人名義で行うことが可能。
- 法人化のためには、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、現状の任意団体を法人化する必要性がある。必要な書類や規定を整備して提出する必要があるほか、毎年、法令上の要件を定めた書類の整備や報告が必要となるため、一定の事務負担と費用が発生する。
- 仮に法人化する場合には、署名機関の連合体である性格にも鑑み、一般社団法人が適切な法人形態となる。この時、各署名機関が社員となることが必要。
- 年会費の領収書も法人名義で発行可能。
- 但し、消費税の観点では、課税売上1000万円以上の課税事業者のみが、登録を受けられることができるが、宣言は法人化しても、必ずしも課税事業者とはならないため、適格請求書発行事業者の登録を行えない点は任意団体と同じ。

[3]事務局の法人化のみで済まず選択肢

- 宣言そのものを法人化すると、宣言の組織を一旦は永続的なものとして位置づけることになる。現時点でそこまで行う必要性については疑問もある。
- 法人化の必要性は、宣言の活動における法人名義だけの問題であれば、宣言の活動や経理事務を別の法人に対して業務委託することも考えられる。
- 21世紀金融行動原則はその代表的事例で、「一般財団法人地球・環境人間フォーラム」(GEF)が同原則(任意団体)の活動や経理を事務代行している。
- 同原則の預金口座は、GEF名義の口座なるも、GEFの一般勘定の口座とは区分されている。
- GEF本体は自ら収益事業(環境省からの調査業務委託等)を営んでいるため、適格請求書発行事業者の登録を受けている。
- 事務局で一般財団法人を設立し、宣言の事務・経理を業務委託(コスト回収だけを目的としてマージン無し)として受けることは選択してと考えられる。

検討のポイント

- 宣言として1000万円以上の収益事業を行うなどの必要性が無ければ法人化がマストとは必ずしも言えない。
- 宣言そのものを法人化をするとなると早急に設立準備作業を開始する必要がある。
- 法人会せず任意団体を継続する場合には、署名機関が登録番号の無い領収書を受け付けられるかなどの細かな実務的な確認を取る必要。
- 法人化した事務局に事務委託する場合には、事務局にてその検討を開始。

法人化に関するオプション整理

宣言
本体

営利		非営利			
株式会社	その他の法人	一般社団法人	一般財団法人	特定非営利活動法人	任意団体
活動趣旨に沿わない	活動趣旨に沿わない	メンバー制に適した法人	一点の資産を利用することに適した法人	会員を制限できないので不適	現状

任意団体である宣言から業務を委託する場合

事務局

株式会社	その他の法人	一般社団法人	一般財団法人	特定非営利活動法人	任意団体
		<ul style="list-style-type: none"> ● 新組織 ● 地球人間環境フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新組織 ● SIMI ● SIIF 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新組織 	現状